

平成20年 第3回 築上町議会定例会会議録（第5日）

平成20年9月22日（月曜日）

議事日程（第5号）

平成20年9月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第75号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第2 議案第76号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第77号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第78号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第80号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第81号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第82号 平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 認定第1号 平成19年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成19年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成19年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第17 認定第10号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成19年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第83号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第20 議案第84号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第85号 字の区域の設定変更について
- 日程第22 意見書案第4号 郵政民営化法の見直しに関する意見書(案)について
- 日程第23 意見書案第5号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書(案)について
(追加議案)
- 日程第24 議案第86号 平成20年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第25 議案第87号 物品売買契約の締結について
- 日程第26 議案第88号 物品売買契約の締結について
- 日程第27 議案第89号 物品売買契約の締結について
- 日程第28 議案第90号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第29 議案第91号 新たに生じた土地の確認に伴う字の区域の変更について
- 日程第30 議案第92号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第31 発議第4号 築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第32 発議第5号 築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 発議第6号 航空自衛隊築城基地所属のF15J戦闘機墜落事故に関する抗議と再
発防止を求める決議(案)について
- 日程第34 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第75号 平成20年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第2 議案第76号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)
について
- 日程第3 議案第77号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につ
いて
- 日程第4 議案第78号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第

- 2号)について
- 日程第5 議案第80号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第81号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第82号 平成20年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 認定第1号 平成19年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成19年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成19年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成19年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第83号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第20 議案第84号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第85号 字の区域の設定変更について
- 日程第22 意見書案第4号 郵政民営化法の見直しに関する意見書(案)について
- 日程第23 意見書案第5号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書(案)について
(追加議案)
- 日程第24 議案第86号 平成20年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第25 議案第87号 物品売買契約の締結について

- 日程第26 議案第88号 物品売買契約の締結について
日程第27 議案第89号 物品売買契約の締結について
日程第28 議案第90号 新たに生じた土地の確認について
日程第29 議案第91号 新たに生じた土地の確認に伴う字の区域の変更について
日程第30 議案第92号 人権擁護委員の推薦について
日程第31 発議第4号 築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
日程第32 発議第5号 築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
日程第33 発議第6号 航空自衛隊築城基地所属のF15J戦闘機墜落事故に関する抗議と再
発防止を求める決議(案)について
日程第34 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員(20名)

1番	首藤 萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑 イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	成吉 暲奎君	12番	吉元 成一君
13番	岡田 信英君	14番	武道 修司君
15番	平野 力範君	16番	中島 英夫君
17番	繁永 隆治君	18番	田原 親君
19番	信田 博見君	20番	宮下 久雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	江本 偉久雄君	主査	西畑 弥生君
----	---------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者	田原基代孝君	総務課長	吉留 正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	渡邊 義治君
企画振興課長	加来 篤君	人権課長	竹本 正君
税務課長	椎野 義寛君	福祉課長	吉留 久雄君
水道課長補佐	石川 武己君	会計課長	川崎 道雄君
商工課長	西村 好文君	環境課長	出口 秀人君
農委事務局長	後田 幸政君	学校教育課長	中村 一治君
生涯学習課長	吉田 一三君	監査室長	吉留 康次君
審議官	白川 義雄君	代表監査委員	浦岡 信男君

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ただいまから議事に入ります。

日程第1 議案第75号

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、議案第75号平成20年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第75号平成20年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、社会福祉協議会運営補助金、ごみの分別収集啓発事業、集落排水等の特別会計への繰出金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第75号平成20年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、営農組合の担い手農業集積構造化事業補助金、農林環境税を活用した審査業務経費、築城30号線等の道路新設改良工事経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第75号平成20年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、地域イントラネット基本計画作成に伴う調査経費、後期分のまちづくり推進交付金、税源移譲による住民税減額措置の還付金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 平成20年度築上町一般会計補正予算について反対の討論をいたします。

年金からの住民税の天引きは、納得して契約する振替納税とは根本的に異なり、税金を問答無用に徴収するというシステム導入には反対いたします。これが反対理由です。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

ただいま委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第75号について採決を行います。議案第75号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） お座りください。起立多数です。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第2．議案第76号

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、議案第76号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第76号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、貸付金の期限前償還により起債を繰り上げ償還した償還元利金であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第76号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、貸付金の期限前償還により起債を繰り上げ償還した償還元利金であり、原案どおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第76号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3．議案第77号

日程第4．議案第78号

日程第5．議案第80号

日程第6．議案第81号

日程第7．議案第82号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第3、議案第77号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第7、議案第82号の平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでは、厚生文教常任委員会の付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号から議案第82号まで一括して委員長報告を行うこととなりました。

では、議案第77号から議案第82号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第 77 号平成 20 年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、本案について慎重に審査した結果、事業初年度における膨大な事務事業経費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 78 号平成 20 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、本案について慎重に審査した結果、公共下水道の築城地区の管路等の事業費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 80 号平成 20 年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、本案について慎重に審査した結果、事業債の借りかえに伴うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 81 号平成 20 年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案について慎重に審査した結果、繰り上げ償還及び借換債に係る元金利子の増額や漏水調査等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 82 号平成 20 年度築上町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、本案について慎重に審査した結果、公的資金保証金免除、繰り上げ償還に伴う補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

日程第 3、議案第 77 号平成 20 年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 77 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 77 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 77 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 4、議案第 78 号平成 20 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第78号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第80号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第80号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第81号平成20年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 8 1 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 1 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 1 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 8 2 号平成 2 0 年度築上町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 8 2 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 2 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 2 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

・ ・

日程第 8 . 認定第 1 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 8、認定第 1 号平成 1 9 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 認定第 1 号平成 1 9 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 認定第 1 号平成 1 9 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定しました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 認定第1号平成19年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 平成19年度一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、町税や町営住宅使用料などの滞納繰り越しが約5億円にまでなっております。これは町の財政を大変圧迫しております。負担の公平性に欠くことのないように、きめ細やかな相談に力を入れ、滞納を少しでも減らす努力が必要です。まだ一部に同和対策として支出しているものがあるので、この決算の認定には反対いたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 委員長報告に反対意見がありますので、これより認定第1号について採決を行います。認定第1号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） お座りください。起立多数です。よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9．認定第2号

議長（成吉 暲奎君） 日程第9、認定第2号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 認定第2号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 認定第2号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10．認定第3号

議長（成吉 暲奎君） 日程第10、認定第3号平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 認定第3号平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第3号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり可決す

ることに決定いたしました。

日程第 1 1 . 認定第 4 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 1 1、認定第 4 号平成 1 9 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 認定第 4 号平成 1 9 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第 4 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 4 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第 4 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 1 2 . 認定第 5 号

日程第 1 3 . 認定第 6 号

日程第 1 4 . 認定第 7 号

日程第 1 5 . 認定第 8 号

日程第 1 6 . 認定第 9 号

日程第 1 7 . 認定第 1 0 号

日程第 1 8 . 認定第 1 1 号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第 1 2、認定第 5 号平成 1 9 年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 1 8、認定第 1 1 号の平成 1 9 年度築上町水道

事業会計歳入歳出決算の認定までは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第11号まで一括して委員長報告を行うことになりました。

では、認定第5号から認定第11号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 認定第5号平成19年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、認定第6号平成19年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第7号平成19年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第8号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第9号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第10号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第11号平成19年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

それでは、日程第12、認定第5号平成19年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第5号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第

5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13、認定第6号平成19年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第6号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14、認定第7号平成19年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第7号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15、認定第8号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第8号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16、認定第9号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第9号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第9号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17、認定第10号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第10号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18、認定第11号平成19年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第11号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第11号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19、議案第83号

議長（成吉 暲奎君） 日程第19、議案第83号築上町敬老祝金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第83号築上町敬老祝金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、高齢者に対する支援策として必要があると反対の意見があり、採決した結果、本案に賛成3名、反対3名の同数となりました。このため、築上町委員会条例第16条の規定により委員長採決することとなり、委員長はこの条例案に対し反対であり、否決することと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 高齢者に対する支援策として必要があるという反対意見だということですが、この反対の3名の方のもっと具体的な反対の意見があったらうと思いま

す。それを報告いただきたいということと、委員長採決で委員長は反対であるということの反対の理由がわかりません。そこをお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 旧椎田町の場合は1万2,000円だったわけですが旧築城町が1万8,000円で、これに対して今、非常に高齢者が困窮していると、高齢者の医療制度特別会計の引き落とし等含めて高齢者にしわ寄せが行ってるという点に関して、今、この町がやっている施策は町長もいわく、日本一の福祉政策であろうと言われるほどの政策にやっぱりこれは続けるべきじゃないかという意見もあり、また、町長の合併時からの約束事であるということとで反対という方の意見がありました。

また私の委員長としての採決の理由といたしましては、行政改革がまだ不十分であり、庁内の行政改革を優先すべきであり、真っ先に立場の弱い老人に対する祝金の減額案には現段階では賛成しかねるという理由でございます。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 委員会付託で厚生文教委員会に付託されておる案件ですが、一般質問で私も高齢者対策としての敬老会の件も質問しました。委員会等でも話の中で、今後のこういった敬老祝金条例の制定についての反対の意見もあり賛成の意見もあったと委員会で賛否両論と、それはもう委員長採決についてはそれは委員長の考えですから、個人の考えで反対したことについてはとやかく申しませんが、聞くつもりはありませんが、何か具体的に執行部が質疑もあったと思うんです。例えば祝金を2,000円下げる案が出てどういう根拠から下げるのかとか、あるいは下げることによっての老人からの不平不満について、やっぱり声を僕もよく聞くわけですが、そういったことに対してどういう今後それにかわる何か対策があるのかというような問いがあったかどうかということをお伺いしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 具体的な対策というのは何も提示されておりませんが、町長の説明の中で、8月にインターネットを調べたところインターネットの中で、行き届き過ぎる福祉政策に関しては交付税の減額要素になり得るという諮問機関の案としてたたき台としてそういう案があると、今後これを続ければ交付税が減額されるおそれがあるのではないかと町長からの、まあ積極的理由とは言いかねるとは思いますけど、後追いでそういう理由が提示されました。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） ちょっと今忘れてましたが、先ほどの回答の中で言っておりましたが、合併の際の条件ということが今委員長の方からそういった意見が出てたということで、

多分合併の際には今の金額で祝金をずっと出すんだという約束事があったというふうにとれるような発言でしたが、そういった約束事がすべて合併の際の約束事が守られちゃったらいいんですけど、現実には守られてないことがたくさんあると思うんですけど、具体的に本当にそういうものがあつたかどうかについて確認してますか、合併の際の条件。

議長（成吉 暲奎君） 厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 合併のときの合併合意事項の中に含まれていると思います。最終的には確認私もしておりませんが、反対意見を述べた委員は確認していると思います。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。（「議長」と呼ぶ者あり）

議員（12番 吉元 成一君） 委員長の報告が否決でしょ。だから否決に対する反対意見ですか、それとも原案に対する反対の意見ですか。（「原案」と呼ぶ者あり）

議長（成吉 暲奎君） いや、質疑はこれで終わってる。

議員（12番 吉元 成一君） だからそれだったら、委員長の報告は否決ですと、だから原案についての討論を求めますというふうに言わないと、問う方も問いにくいと思うんですが。

議長（成吉 暲奎君） これで討論は原案に対する討論でございます。反対意見のある方。（発言する者あり）

議員（12番 吉元 成一君） だから、委員長の報告は否決ですと。しかし原案に対する討論ですから反対討論者がおれば、原案に反対する人がおれば討論してくださいということですよ。

議長（成吉 暲奎君） はい。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 私は、厚生文教担当委員会の中で反対いたしました。合併するときにサービスは高く負担は低くといって合併を強行に推し進めました。近隣よりサービスは高いといって3年間で1万2,000円にすることには反対します。築上町の誇りになるものです。高齢者に対し支援策として必要ですので、ぜひ残すべきです、と言ってこの条例には反対いたしました。合併しないで頑張っている自治体は、すぐれたお年寄りや子供たちの施策を進めています。合併したのになぜこの施策を取りやめなければならないかということには理解ができませんでしたので反対いたしました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。（「どっち」と呼ぶ者あり）原案に対する、（「反対か賛成かわからん、反対があつたけ賛成があるか聞いて」と呼ぶ者あり）今反対の意見でございましたが賛成で結構です。吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 一般質問の中でも問いましたしその後町長等にもちょっと問う

てみたんですが、いわゆる、私の賛成するには条件がありますという気持ちがあるんです。というのは、今の形式の敬老会をやめていただいて今後、今後やっぱり老人が望むもの、喜んでくれるようなものをするんだらうかどうだらうかという意見出した中で前向きな回答もいただいておりますし、それと、これ全額廃止じゃなくて旧椎田町に合わせるようにするために財政難の中でことし2,000円ですかね、という形で段階を追って下げていって理解をいただくと。来年度また2,000円下げる案が出ると思います、多分。これはもう条例でことし2,000円しか下げないわけですから、ずっと下げるんですか、それはちょっと困ったな、しかし前向きに老人の皆さんに理解してもらえるような、財政難ですからそういったことを含めて、この分は締めつけるけどもほかはやわくしますよという形じゃなくて、今まで頑張って我々もお年寄り並みにということで頑張っただけでしたが、もうやむを得ないだらうということで、今回は賛成したいと思います。

議長（成吉 暉奎君） ほかにございませんか。中島議員。

議員（16番 中島 英夫君） この議案につきましては今度で4回目の執行部の提案であります。過去2回私も原案についての反対です、をしてまいりました。3回目の提案については途中で町長みずから撤回をしております。今度で4度目であります。そういうことで、前回まで反対しながら今回賛成ということで、住民の方にも説明責任がありますので、理由を述べさせていただきます。

私、我が国における少子化とか高齢化という状況の中で、さまざまな解決を図らなければならない課題がいっぱい出てきております。世界に類を見ないようなスピードと規模でこのような状況になっておりますが、国家的な課題であると同時に、地方における同じような課題でもあると思います。私はやはり、いつまでも経済が伸長し続ける発展し続けるというような幻想があったと思います。私自身、未来永劫このような状況に自分にならうというようなことを想定しておりませんでしたけれども、現実はこのような状況になりまして、今までのこの状況の中で生活水準が向上し医学の進歩とか医療水準の向上とかいろいろありまして、このような状況に立ち至ったと思います。特に現在、年金とか医療とか介護、これらの基幹的な福祉施策、社会保障制度の重要な部分は国が国家が責任を持って担わなければならない問題であると同時に我々地方にとりましても避けて通ることができない解決しなければならないと、持続可能な高齢者施策を考えなければならない時期に来ておると思います。

町長が今まで合併時の問題とかマニフェストでいろんなことをうたっておりましたけれども、やはりこれについてはやはり町長がやはり責任を感じる部分があると思いますけれども、討論でありますから議案に対する討論でありますから言及しません。しかし本案を賛成する理由は、もうこれ以上負担に耐えない、耐え得ることができないような状況になってくると思います。一瞬

1万8,000円にして喜びを感じさせたわけでありますけれども、急に1年もたたないうちに減額するという事は本当に町長の責任であろうと思っておりますけれども、今回の案そのもの考えてみますと、(「中島議員、話を途中で折るようで……」と呼ぶ者あり)すぐやめます。今までずっと討論を1回もやっておりませんのでやらさせていただきます。やはり今回の町長の提案の中で持続可能な施策を再構築すると、こういう第一歩であると、このように考えております。特に責任がある町長が老人・高齢者にとって不利になるようなことはない、総合施策の中でそれ以上のことをやると思いますので今回は賛成とさせていただきます。

議長(成吉 暲奎君) はい。(「議長」と呼ぶ者あり)

議員(12番 吉元 成一君) 議会運営上のルールですから、反対があれば原案に反対の意見討論を出すと。そしたらじゃあ賛成者はいますかと。いたら賛成者がいましたと。また反対者があれば、賛成者が続けてというのはいかななものか。それは全員が討論しますよ。

議長(成吉 暲奎君) はい、わかりました。ここでもってお願いします。これ簡潔ということも一つの議会運営上においては大切なことだと思います。しかし私自身、一人の議員が熱心に自分の持論等を述べておるとを途中でもって話を折るということは非常に心苦しいわけでございますが、これは本人が自覚してもらって、今後こういう問題につきましては簡潔にわかりやすく反対なら反対、賛成なら賛成という方向でもって述べてください。(「済みません」と呼ぶ者あり)よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。武道議員。

議員(14番 武道 修司君) 反対意見があり賛成が2名おられたんで、私はまた反対の立場から意見を言いたいと思います。

先ほど委員長からも報告があったように、合併の前は高い方に、合併の前は両町のサービスは高い方に合わせると、負担は低い方に合わせると、だから合併をして住民の人たちにいい町ができるんだから理解してくださいということで今現町長は椎田町長時代にその話をして合併の方向に持っていったと。そのいきさつの中で、合併をし町長になった途端に、高いものを低い方に合わせるという方向性を出したことにしましては賛成できない。で、来年 再来年ですか、選挙がありますかちゃんとした形で、選挙公約でも出して今度は低くしますという気持ちを出して、選挙公約でその上で町長に再任されればすればいいことであって、その前の段階ではそのような形をとってないのに住民をだまし討ちをする方法ではないかというふうには私は思います。

それと、委員長の報告の中に財政諮問機関の話もありましたが、この問題については現時点でまだかなり不透明な状況があります。その不透明な状況の中でその不透明なことを理由に下げるということは私自身も理解できない。

それともう一点、住民の人たち、特に敬老会や自治会等に説明が十分に行き届いていない。敬

老会なり自治会の方が本当に理解してるんであればいいんですが、現状としてそういうようなことを言ってるというだけで、住民の人たち自身が理解ができていないというのが現状にあるということで反対をしたいというふうに思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それではこれで討論を終わります。

委員長報告に反対する意見がありますので、これより議案第 8 3 号について採決を行います。議案第 8 3 号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） お座りください。起立多数です。よって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 0 . 議案第 8 4 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 0、議案第 8 4 号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第 8 4 号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、町内の既存事業者の増設について減免する条例整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 8 4 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 4 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 4 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 2 1 . 議案第 8 5 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 1、議案第 8 5 号字の区域の設定変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第 8 5 号字の区域の設定変更について、本案について慎重に審査した結果、県営事業の深野地区の土地改良区事業に伴う字の変更であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第 8 5 号字の区域の設定変更について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 8 5 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 5 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 5 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 2 2 . 意見書案第 4 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 2、意見書案第 4 号郵政民営化法の見直しに関する意見書（案）について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 意見書案第 4 号郵政民営化法の見直しに関する意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより意見書案第4号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第23．意見書案第5号

議長（成吉 暲奎君） 日程第23、意見書案第5号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 意見書案第5号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより意見書案第5号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで追加議案でございます。

お諮りします。日程第24の議案第86号平成20年度築上町一般会計補正予算(第4号)から日程第34の常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、委員会付託を省略し本日即決したいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、日程第24の議案第86号から日程第34の常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、本日即決することにいたします。

日程第24. 議案第86号

議長(成吉 暲奎君) 日程第24、議案第86号平成20年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長(渡邊 義治君) 議案第86号平成20年度築上町一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。平成20年9月22日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第86号は平成20年度築上町一般会計補正予算(第4号)でございますが、本案は、現在可決いただきました既定の歳入歳出予算の総額96億8,913万1,000円に1,324万4,000円を追加いたしまして97億237万5,000円と定めるものでございます。また、債務負担行為の変更も行うものでございます。

内容につきましては、これは6月の下旬に発生しました梅雨前線による豪雨で農業用施設が、これは松丸地区の宇留井堰ですか、この被災で災害復旧認められましてこれが184万4,000円、それからもう一つの主なものは、いわゆる火葬場の本体工事ということで、非常に今鉄鋼等の原材料が高騰しておるわけでございます。従前の価格ではちょっと無理だということで、価格の見直しを設計会社の方で行いまして1,200万円ほど追加をするものでございます。

財源としては合併特例債とそれから災害の分については国・県の補助金というようなことでございます。合併特例債は1,140万円ほど使うようにしておるところでございます。それからあと歳入歳出の予算調整をして予備費を60万円だけ減額させていただいております。どうぞよろしく御審議をしていただき、御採決をお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでした。これより質疑を行います。質疑はありますか。武道議員。

議員(14番 武道 修司君) 火葬場の建設の関係でお聞きしたいと思います。

現在、進捗状況というかどの段階まで来てどのような手続に今なっているのか流れを、現状の流れを教えてください。それと今後の計画があれば教えてくださいというふうに思います。それと、鉄鋼等の価格の問題で追加が1,200万ぐらいということでしたが、この1,200万という数字が今ぽんと言われても、適正なのか適正じゃないのかという判断がわかりにくい部分がありますので、この点についての説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 則行課長。

環境課清掃センター長（則行 一松君） 環境課清掃センターの則行でございます。武道議員の御質問にお答えをさせていただきます。

火葬場の現段階の現状でございますが、19年度事業におきまして火葬場一式の実施設計を現在完了させております。建設工事につきましては護岸の整備ということで敷地の関係の護岸、これは昨年度補正をさせていただきますして19年度事業で完成をいたしております。今回お願いいたしております火葬場の建設事業につきましても、予算を成立させていただきますして、それから平成20年、21年度において完成をしていきたいと考えております。その後、残ります駐車場周りの環境整備及び取り付け道路についてそれについても設計は終わっておりますが、本体工事の完了後にその分についても整備をいたしたいと考えております。

鉄鋼等の1,200万円の増の関係でございますが、当初実施設計をいたしましたのが19年度事業ということで20年の3月の単価を採用いたしております。その後、やはり鉄等の金属を初めましてその他の原材料等それについても相当量の金額が上がってまいっております。それで積み上げていきまして1,200万円必要になったというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） それで大体何%ぐらいの単価というか価格の上昇があったのか。全部が全部じゃないと思うんですけど、この部分で大きな部分で上がったという部分があれば教えていただきたいのと、何%ぐらいの価格の上昇があったのかがわかれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 則行担当。

環境課清掃センター長（則行 一松君） お答えいたします。

本体工事につきましては鉄筋工事で約15%近く上がっております。よろしいでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。はい。

議員（12番 吉元 成一君） 今、武道議員の方から詳しく説明を要求されましたが、じゃ僕の方は本体工事と今入札が行われて事業が終わったところは護岸工事と。そして、かまについて

はもう入札を終わってますよね。そして本体工事と駐車場等は、駐車場等は別途工事になると思うんですが、本体工事が具体的に幾らかかるのかと、幾ら設計で幾らになっているのかと。それと入札はいつぐらいの予定にしているのか。それと1,200万円が大きい小さいかは別にして、比率が大きい小さいは別にして、何で入札がいつになるかというのを聞くかと申しますと、入札した時点の単価で計算すると思うんです。だから今すぐ入札するもんだったらこの価格で計算できるかもしれませんが、後日、半年後とかなったら、今土木業界でも材料とかなんとかが上がって、例えば8月の初めに指名をいただいて積算をした金額と8月の終わりの場合は、もう品物を買う段階で卸屋さんの方が物が1,000円、2,000円高くなっている状態だから、同じ金額で仕入れられないという状況があると、こういうふうに聞いております。それで、本当に1,200万からこれからもうこれ以上上乗せしないものか、もしかしたらこれ以上上乗せになる可能性もあるということも含めたところのことを聞いておかないと判断が難しいと思うんですけど。

議長（成吉 暲奎君） 則行課長。

環境課清掃センター長（則行 一松君） 火葬場の今回上げさせていただいております分につきましては、補正を含めまして債務負担部分も含めまして合計で6億4,000万を計上させていただいております。この中には若干の余裕を持って予算計上をさせていただいております。その理由はといいますと、国・県等におきましては、契約時と工事実施時に資材関係について著しく価格に変動があった場合についてはその分を甲乙協議により増嵩というか、そうすることができるというふうになっております。また、町の契約約款につきましてもその旨協議ということであたい込まれておりますので、若干の余裕は見させていただいております。この分につきましては鉄鋼関係については実質的に今8月の物価版等で予算をつくっております。設計書をつくっております。ちなみに、火葬場建設につきまして建築の確認申請を提出してはありますが、この分につきましては8月の20日付で確認申請がおりております。確認の許可がおりております。それで、できますれば予算成立後速やかに起工伺を上げて工事の方については発注をいたしたいと考えております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員よろしいでしょうか。ほかにございませんか。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 委員会付託がありませんのでお尋ねいたします。ページ3ページに債務負担行為が2,800万円ふやしておりますが、これはどうしてふやしているのかを説明をお願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） 則行課長。

環境課清掃センター長（則行 一松君） お答えさせていただきます。先ほども申し述べました

けども、6月の補正で火葬場の建設を予算計上させていただいたときに、債務負担行為を含めまして工事金については6億円で計上させていただいております。今回、工事が6億4,000万円必要ということで、その差額の4,000万円ですけども、現年の平成20年度の予算の中で3割の前渡金部分を1,200万円、それと債務負担で2,800万円増しておりますが、この部分は残りの7割部分ということで、この分については竣工時に支払うというふうに考えております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 先ほど具体的な単価とか聞いたわけですが、今度町長にお伺いいたします。近年、やっぱり物価の上昇等で各市町とも公共工事に関しては透明化も図るということで指名競争入札の方法以外の方法でやったりもしてますけども、隣の市の行橋あたりでも入札不調だったということで、何回もやり直しとかあってますが、そういったことがなるべく生じないようなやっぱやり方で、なぜかと申しますと、早くもう予算化してますので、これは住民の念願でもあります。やっぱり今まで築上町を支えてきた人たちが最後の儀式ですから、お送りするところは少なくとも一日も早く立派なものきれいなところでしてあげたいなという気持ちが我々もあるわけですから、できれば、やっぱり単価の上昇によって結局入札が不調になったりとかいうことも十分考えられますので、その点を十分に協議して、執行部で協議させていただいて早急に建設する方向で取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 近年、一般競争入札それから指名競争入札ということで各市町村両方ともやっていますが非常に、指名をしても辞退が多い、一般競争入札的な形で、何か行橋あたりは一応公募をして業者集めて公募には参加してきたと。しかしいざ入札となれば辞退というふうな方向が出て、これは単価的に合わないという形になると思うんで、今の単価で早急に一般競争入札的な形で私はやりたいと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第86号について採決を行います。議案第86号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 6 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 2 5 . 議案第 8 7 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 5、議案第 8 7 号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 8 7 号物品売買契約の締結について、築城飛行場関連再編関連特別事業小型動力ポンプ付積載車購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成 2 0 年 9 月 2 2 日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 8 7 号は物品売買契約の締結でございますが、小型動力ポンプ付の積載車を 6 台一応購入するために 9 月 9 日に 6 社による指名競争入札を行いました。結果はお手元にお配りしておと思いますが、愛知ポンプ工業株式会社北九州営業所が 2, 4 5 7 万円で落札をいたしました。なお、このポンプ車については、今までそれぞれ消防分団の各部に配置をしていなくて、個人の車を借りて積載車乗せておったということで、これを解消しようということで再編交付金で認められましたので、消防施設の配備ということでこういう入札をしたものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

議員（7 番 西畑イツミ君） 指名競争入札により購入相手方を定めたとありますが、一般競争入札が望ましいのに一般競争入札ができなかったのはなぜなのか、指名競争入札までの経過がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 一般競争入札、指名競争入札先ほど町長が申しましたように二通りございます。この関係については再編交付金事業ということで内示が 8 月の盆過ぎぐらいに出たと思います。それから指名発注して 3 月納入という形になるんですけども、防衛庁の場合、これについては年度内にやはり納車完成しないと補助金返還という形になりますので、一般競争入札した場合、公告期間 2 カ月を有しますので、その納車までの期間がないということで指名競争入札を行いました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7 番 西畑イツミ君） 再編交付金を使った場合は期間があるので一般競争入札ができに

くいということですか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 基本的には一般競争入札は時間がかかるということで、年度内に納車を済ませたいということで指名競争入札を行ったということです。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） それともう一つ、副町長、説明するんやったらもう少し丁寧にやってやってください。これは特殊なものでしょ。特殊なものだから公募しても効果がないと、特殊なところしか来んし、全国調べたらこれだけしかありませんとかというようなわかりやすい説明これからしてください。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第87号について採決を行います。議案第87号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第26・議案第88号

議長（成吉 暲奎君） 日程第26、議案第88号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第88号物品売買契約の締結について、築城飛行場関連再編関連特別事業液肥散布用クローラー式散布車購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成20年9月22日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第88号は物品売買契約の締結でございますが、やはり液肥の散布用クローラーということでございますが、これもお手元に入札結果お配りしていると思いますが、コマツ西日本株式会社が1,668万2,400円で落札をいたし仮契約をしておるところござ

います。これもなお、先ほど吉元議員からちょっと説明してもらったように特殊機械ということ
でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 特殊なものと今町長が言われましたが、特殊なものでも3社しか、
この製品を取り扱っているところは3社しかないということなんでしょうか。それとも、入札に
は参加しないからということでこの3社しか上がってこなかったんでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 全国探せば3社以上製品扱っているところあると思います。近隣では一
応3社を一応、3社以上ということで入札するようになっておるんで、3社でしたということに
なりました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第88号について採決を行います。議案第88号は原案のとおり可決することに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決するこ
とに決定いたしました。

日程第27、議案第89号

議長（成吉 暲奎君） 日程第27、議案第89号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第89号物品売買契約の締結について、築城飛行場関連再編関
連特別事業騒音測定機購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成
20年9月22日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第89号も物品売買契約の締結でございます。これは騒音測定機
2台購入する契約でございます。かねてから、大体一般財源で昨年買うようにしておりましたけ
れども、再編交付金ができなかったということで、この充当ができないかということで国の方と折衝し

てまいりまして、この騒音測定機については一応買ってほしいという結果になりまして、ようやく今回入札ができた。結果表を見ていただければわかると思いますけれども3社で一応入札していただきました。九州リオン株式会社が722万4,000円が落札をいたしました。3社した中で1社は実際は指名したけど来なかったと、それからもう1社は予定価格を超えた形での入札だったという、このような形になりましたけれども、九州リオンが一応こういう形で今仮契約をしておるところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。
議員（14番 武道 修司君） 3社以上の入札ということで一つが欠席、一つは失格という、なおかつ金額にすればほぼ予定価格に近い金額が結果として出ています。で、ほかの入札については上限下限をすべて入札のときには教えてるんじゃないかなというふうに思うわけなんですけど、教えて上であえて予定価格を超えてこういうふうに入札をされたのか。今回の場合、今ここ見ると最低制限価格なしというふうな形になってるんで、そういうふうな上限下限をつくってなくて、その話を業者の方にしないでこのような結果になったのか、どういうふうな結果でこの1社がオーバーをして失格になったのかを教えていただきたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 当初は大分予算を切っておりましたけど、大体全部来ないということで、もう一回こっちの予定価格、予算的な形の中で目いっぱいやらなきゃいかんかなということで再設定をしたけどやはりやっぱり、非常にやっぱりこっちの予算が厳しかったせいもあると思います。非常に、そしてあと上限はこれは全部開示を全部しておりますし、下限は開示をしてないということで、物品の購入についてはこういう形で入札してるけど、これは業者が入札になれなかったのかなという気もするんですけど、そこのところはなぜ超えたかというのはこっちではわかりません。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 町長、今の説明だと要するに入札価格、入札書比較価格ですかね、これが実際入れ札ですよ、この上限が690万だと、これが町長が設定した価格の一番高い金額ですよ、これから1円でも高かったら失格ですよということですね。でもこれ1円が入ったら納入できるんやったら落札ですよこれ。最低制限価格書いてないから。決めてないんでしょ。「あり」と書いておいたら最低制限価格を公表しないで、これ「なし」と書いてますんで、例えば10万円でも相手が納入すると言ったら合えばもうかるわけですから納入してもらうわけですよ、結論から言うたら。その辺については話し合いちゅうのがあると思うんですけど、それじゃできんだろうという限度があると思うんで、それはまた話し合いすれば契約できると思うんですけど。で、何が言いたいかというと、710万という金額できたこのARちゅうん

ですか中を引っ張っておる、この会社は町長が設定した690万では納入できないということですね。だからそういう形をとったんだろうという予想がつくと思うんですが、町長どう思いますか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 私も一応、自分が設定した価格を超えてるという形になれば、その設定価格で納入できないという判断をして、入札に来なかった業者と同じような観点になるのかなという一つ感覚も私は持っております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 先ほど町長が説明する中でちょっと間違ったとらえ方したら困りますので、私がですよ、間違ったとらえ方したら判断に困りますのでもう一度お伺いしますが、武道君に説明したときの件で。町長、要するにこの3社以外にも結局1回、これ2回目でしょ、指名通知を出したと。ところが、とてもじゃないけどその価格じゃ入札に応じられないということで辞退社が出たということですか、だから2回目については、町長が至急だということで予算から幾らか残す、そうしないと全額予算データとりよったら相手に満額わかるわけですから、何の工事とか物品でも全部そういう形で入札はしてるみたいなんですけど、物によっては1割残したり5%残したりとか3%とかあると思うんですが、その幅を今回は少なくした、残す幅を少なくして、業者が納入できないから690万という価格の設定をしたということですね。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） はい。そのとおりです。当初はたしか690万より安いのを1回提案して入札通知を出したんですけれども、なかなかそれが全部辞退という形になりまして、もうこういう業者はほとんどございませんので、再度価格を設定し直して通知をしたら2社が入札に応じたということになります。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） そういう場合は法的にそういうルールを通せば、例えばこれが失格になってますけど1社だけでも残って入札に応じるという形をとれば1社入札でも法的には何も問題はないということですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 2社来て入札して、1社失格という形になってるけども、私は問題ないというふうに考えております。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 89 号について採決を行います。議案第 89 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 89 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 28 . 議案第 90 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 28、議案第 90 号新たに生じた土地の確認についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 90 号新たに生じた土地の確認について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本町の区域に次の土地が新たに生じたことを確認する。土地の表示、築上町大字宇留津 1357 の 1、1357 の 3、1396 の 1、1396 の 3、1397 の 1 から 1397 の 3 まで、1397 の 7 から 1397 の 9 までの地先の公有水面埋立地 1 万 4,574.91 平方メートル。平成 20 年 9 月 22 日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 90 号は新たに生じた土地の確認でございますが、これは先般、八津田漁港の工事の際に公有水面の埋め立てを実施したところでございます。この埋め立て先ほど朗読ございましたけど、地方自治法の 9 条の 5 の第 1 項に基づいて議会の議決が必要となりますので、よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第90号について採決を行います。議案第90号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第29・議案第91号

議長（成吉 暲奎君） 日程第29、議案第91号新たに生じた土地の確認に伴う字の区域の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第91号新たに生じた土地の確認に伴う字の区域の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更する。1、次の区域を大字宇留津に編入する。新たに生じた土地、築上町大字宇留津1357の1、1357の3、1396の1、1396の3、1397の1から1397の3まで、1397の7から1397の9までの地先の公有水面埋立地1万4,574.91平方メートル。平成20年9月22日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第91号は新たに生じた土地の確認に伴う字の区域の変更についてでございます。前議案の土地を大字宇留津に編入するために議会の議決が必要になるわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第91号について採決を行います。議案第91号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第30．議案第92号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。議案第92号の人権擁護委員の推薦については、人事案件であり、投票により同意の賛否としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 日程第30、議案第92号の人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第92号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成20年9月22日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第92号は人権擁護委員の推薦でございます。現在、人権擁護委員の白川義孝氏が平成20年12月31日をもって任期満了になります。白川氏については非常に人格高潔な方で、高校の教諭それから今お寺の住職というようなことで非常に社会的な形で活躍をさせていただいております。そして、再度人権擁護委員として推薦をいたしたく議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。ただいま説明がありましたように人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。本案は人事案件です。会議規則第82条の規定により投票で適任、不適任を本日決定したいと思います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長（成吉 暲奎君） ただいまの出席議員は20人です。

次に立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に9番、有永義正議員、10番、田村兼光議員を指名いたします。

それでは投票箱の点検を行います。

念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦人適任の方は適任に丸印を、不適任の方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

〔投票箱点検〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（成吉 暲奎君） 配付漏れはございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは記入してください。記入しましたら順次投票をしてください。どうぞ。

〔投票〕

議長（成吉 暲奎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで投票を終わります。

それでは開票を行います。立会人の方はお願いいたします。

〔開票〕

議長（成吉 暲奎君） それでは投票の結果を報告いたします。

投票総数 19 票、有効投票 19 票、無効投票ゼロ。有効投票のうち適任 18、不適任 1。よって、議案第 92 号の人権擁護委員に白川義孝氏を適任とすることに決定いたしました。

〔議場開鎖〕

日程第 31 . 発議第 4 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 31、発議第 4 号築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。江本局長。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第 4 号築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出する。平成 20 年 9 月 22 日、提出者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、同議会議員信田博見、同じく田原親、同じく吉元成一、同じく丸山年弘、同じく田原宗憲。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） それでは、提案理由の説明を求めます。宮下久雄議員。

議員（20 番 宮下 久雄君） 本発議は、地方自治法の一部を改正する法律が本年の 6 月 18 日に公布されたと。それに伴う文言の改正であります。法律の改正に伴う条例の改正であります。よろしくをお願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより発議第4号について採決を行います。発議第4号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第32・発議第5号

議長（成吉 暲奎君） 日程第32、発議第5号築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。江本局長。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第5号築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。平成20年9月22日、提出者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、同じく議会議員信田博見、同じく田原親、同じく吉元成一、同じく丸山年弘、同じく田原宗憲。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） それでは、提案理由の説明を求めます。宮下久雄議員。

議員（20番 宮下 久雄君） 本条例の改正は発議第4号に伴うものでありまして、条例の文言の「報酬」を「議員報酬」改めるものであります。

以上であります。

議長（成吉 暲奎君） それではこれより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより発議第5号について採決を行います。発議第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第33・発議第6号

議長（成吉 暲奎君） 日程第33、発議第6号航空自衛隊築城基地所属のF15J戦闘機墜落事故に関する抗議と再発防止を求める決議（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。江本局長。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第6号航空自衛隊築城基地所属のF15J戦闘機墜落事故に関する抗議と再発防止を求める決議（案）について、表記の決議案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成20年9月22日、提出者、築上町議会議員西口周治、賛成者、同議会議員塩田文男、同じく工藤久司、同じく塩田昌生、同じく吉元成一、同じく武道修司、同じく中島英夫、同じく繁永隆治、同じく田原親、同じく信田博見、同じく宮下久雄、同じく平野力範。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） それでは、提案理由の説明を求めます。西口周治議員。

議員（8番 西口 周治君） 文面を読ませてもらっていただきまして提案とさせていただきたいと思っております。

航空自衛隊築城基地所属のF15J戦闘機墜落事故に関する抗議と再発防止を求める決議（案）でございます。

平成20年9月11日午後4時20分ごろ、福岡県築上町に位置する航空自衛隊築城基地第8航空団304飛行隊所属のF15J戦闘機が、エンジントラブルと思われることにより、訓練空域である山口県萩市沖の日本海で墜落した事故は多くの国民に不安を与えました。

今回の墜落事故は海上であることから被害は最小限であったかもしれないが、これが市街地や学校等ならば多くのとうとい人命が失われ甚大な被害が発生するものとなり、特に、我々基地周辺の住民は墜落事故の危険性が極めて高い地域に居住しており、大きな不安がますます広がることを危惧するところであり、まことに遺憾に思います。

この築城基地では1976年にF86F戦闘機が周防灘に墜落しパイロットが死亡した経緯があります。その後、約32年間の無事故の最大飛行時間を記録しているとはいえ、墜落事故などは絶対にないという保証はありません。常に安全確保の観点から日夜整備点検を行うことが肝要と思われまます。

今回の事故は、基地として日ごろの安全確保に対する認識が上層部を初め現場をあずかる基地関係者の安易な考えと怠慢な行動が示すものととらえ強く抗議する。

つきましては、今後このような事態を招かぬように喚起するため再発防止に努めるよう以下の事項について築上町議会は求めるものです。

記。

一、今回の事故調査結果についての報告を速やかに提示すること。

一、今後の安全体制の確立に向けての具体的な事項を提示するとともに、再発防止に努めること。

一、築城基地の安全確保を構築すること。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより発議第6号について採決を行います。発議第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第34．常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（成吉 暲奎君） 日程第34、常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたのでこれを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日のすべてが終了いたしました。会議を閉じます。

これで平成20年第3回築上町議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

午前11時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員